

# ～改正道路交通法について～



11月1日から一部改正(平成16年6月9日公布)された道路交通法が施行となります。交通法規を守るとともに、交通マナーを守り、思いやりの運転で交通事故を防止しましょう。



## 1 走行中の携帯電話等の使用等に関する規制・罰則が強化

自動車や原動機付自転車の走行中に、携帯電話などを手に持って、通話をしたり、メールの送受信のために画像を注視した者は、罰則の対象になります。

◆罰則 5万円以下の罰金  
(3月以下の懲役または5万円以下の罰金)

◆反則金  
大型 7,000円(12,000円) 普通 6,000円(9,000円)  
二輪 6,000円(7,000円) 原付 5,000円(6,000円)

◆違反点 1点(2点)  
※カッコ内は交通の危険を生じさせた場合

## 2 飲酒運転の呼気検査拒否の罰則が強化

飲酒運転の取り締まりを受けた際に、警察官による呼気検査を拒否したり、妨害をした場合の罰則金が引き上げられました。

◆罰則 30万円以下の罰金(改正前は5万円以下の罰金)

## 3 集団暴走行為・騒音運転等・消音器不備の規制・罰則が強化

集団暴走行為については、迷惑や危険に遭った方がいない場合でも、検挙され、罰則の対象となります。

◆罰則 2年以下の懲役または50万円以下の罰金  
◆違反点 25点

騒音運転などに対する罰則が新設されます。

◆罰則 5万円以下の罰金  
◆反則金  
大型 7,000円 普通・二輪 6,000円 原付 5,000円  
◆違反点 2点

消音器(マフラー)不備車を運転した者に対する罰金が引き上げられます。

◆罰則 5万円以下の罰金  
(改正前は2万円以下の罰金または料料)  
◆反則金  
大型 7,000円 普通・二輪 6,000円 原付 5,000円  
◆違反点 2点

### 水の上質な使い方

水道の水は、蛇口をひねるといつでもすきなだけ使うことができますが、多くの人は水の使い方あまり感心を持っていないようです。

毎日、私たちが何げなく使っている水には、たくさんの人手や費用がかかっています。この貴重な水を無駄にしないためには、日々の暮らしの中で一人ひとりが水を上手に使う習慣を持ち、少しでも節約していくということが必要ではないでしょうか。ぜひ、水の大切さについて考えてみてください。

◇歯みがきはコップで  
コップ3杯程度ですむ歯みがきも、水の流しっ



ばなしでは、30秒で約6リットルも流されてしまいます。

◇お風呂の残り湯の再利用を  
小さな浴槽でも20リットル程の水が入ります。残り湯はそのまま捨てないで掃除や洗濯などに再利用するよう心がけましょう。

◇洗車はバケツ洗いで  
バケツ洗いならば5杯程度ですむ洗車も、ホースを使つての流し洗いをすると6倍の30杯以上の水が使われます。

問合せ 水道課 業務担当



### 城下町奉行だより 子どもと高齢者に配慮した安全運転を

☆子どもにも多い事故の特徴  
子どもは物陰で遊ぶ傾向があり、時には路上に駐車している車両の陰で遊んでいることもあります。

5〜6歳の身長は1.2m前後、車の高さは普通乗用車でも1.4m程度あります。車の陰で遊んでいる子どもは、ドライバーからは見えません。

また、子どもはひとつのことに夢中になると周りのものが目に入らなくなったり、その時々々の気分によって急に行動を起こすことがあります。(飛び出し事故の原因)

ドライバーの皆さん、住宅街や道幅

の狭い道路を走行する時は、子どもに対する注意を忘れないでください。

☆高齢者に多い事故の特徴  
・接近する車両に対する速度感覚を誤り、道路横断中に事故の遭うケース  
・交通ルールや自動車の特性についての知識不足から、横断禁止場所を横断中の事故や交差点などでの巻き込み事故に遭うケースなどがあります。

ドライバーの皆さん、高齢者に係わる交通事故が多発しています。高齢者に配慮した安全運転をお願いします。

